

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第6部門第1区分
【発行日】平成17年11月10日(2005.11.10)

【公表番号】特表2001-525063(P2001-525063A)
【公表日】平成13年12月4日(2001.12.4)
【出願番号】特願平10-545796
【国際特許分類第7版】
G 0 1 N 33/543
【F I】
G 0 1 N 33/543 5 2 1

【手続補正書】
【提出日】平成17年3月17日(2005.3.17)
【手続補正1】
【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】補正の内容のとおり
【補正方法】変更
【補正の内容】

手 続 補 正 書

17.3.17

平成 年 月 日

特許庁長官 小 川 洋 殿

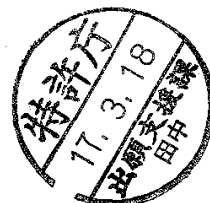


1. 事件の表示 平成10年特許願第545796号

2. 補正をする者

事件との関係 出 願 人

名 称 イー-ワイ ラボラトリーズ インコーポレイテッド



3. 代 理 人

住 所 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号
電話 (代) 3211-8741

氏 名 (5995) 弁理士 中 村 稔



4. 補正命令の日付 自 発

5. 補正対象書類名 明細書

6. 補正対象項目名 請求の範囲

7. 補正の内容 別紙記載の通り



請求の範囲

1. 結合性の標的物質を含有する可能性が或る液体サンプル中で、前記標的物質を検出する検査に使用するための分析装置であって、
 上面および下面を有し、且つ、開口周囲のリムを形成する液体不透過性の頂部支持層と、
 上面および下面を有し、且つ、前記頂部支持層に近接した多孔性反応膜と、
 を有し、前記多孔性反応膜の上面の一部および前記リムはサンプル収容凹所を形成し、前記多孔性反応膜の上面は、水不溶性接着剤によって前記頂部支持層の下面にシールされて両者の間に液体不透過性シールを形成し、
 更に、上面および下面を有し、その上面が前記多孔性反応膜の下面に隣接し且つ前記多孔性反応膜と液体流通する吸収体を具備する分析装置。
2. 更に、上面および下面を有し、且つ、前記吸収体の下面に隣接する液体不透過性の底部支持層を具備することを特徴とする請求項1に記載の分析装置。
3. 前記吸収体の上面が前記多孔性反応膜の周囲を超えて広がっていることを特徴とする請求項1に記載の分析装置。
4. 前記液体不透過性シールが、圧縮を伴わずに、前記頂部支持層と前記底部支持層の間に維持されることを特徴とする請求項2に記載の分析装置。
5. 前記頂部支持層および前記底部支持層は一緒に嵌合またはシールされないことを特徴とする請求項2に記載の分析装置。
6. 前記多孔性反応膜が側壁を有しており、前記頂部支持層、前記多孔性反応膜の側壁および前記吸収体の上面によってエアポケットが形成されていることを特徴とする請求項3に記載の分析装置。
7. 前記多孔性反応膜の側壁が約0.2～1.0mmの高さを有することを特徴とする請求項6に記載の分析装置。
8. 前記水不溶性接着剤が感圧接着剤であることを特徴とする請求項1に記載の分析装置。
9. 前記頂部支持層が可撓性プラスチックからなることを特徴とする請求項1に記載の分析装置。
10. 前記頂部支持層の上面に結合された受け部形成部材を更に具備することを特

徴とする請求項 1 に記載の分析装置。

11. 前記多孔性反応膜がニトロセルロースからなることを特徴とする請求項 1 に記載の分析装置。
12. 前記多孔性反応膜の下面が、前記ニトロセルロースに密着して結合された少なくとも一つの液体不透過性支持材料からなることを特徴とする請求項 11 に記載の分析装置。
13. 前記支持材料が、紙、ガラス繊維およびポリエステルからなる群から選択されることを特徴とする請求項 9 に記載の分析装置。
14. 前記多孔性反応膜の上面の露出領域が、その上に固定化され且つ前記結合性標的物質に直接的または間接的に結合できるレセプターを有し、この固定化されたレセプターは前記上面の露出エリアの限定された領域に濃縮されていることを特徴とする請求項 1 に記載の分析装置。
15. 前記レセプターが抗原または抗体であることを特徴とする請求項 14 に記載の分析装置。